

再エネ発電設備の適正な導入・管理に 向けた取組状況

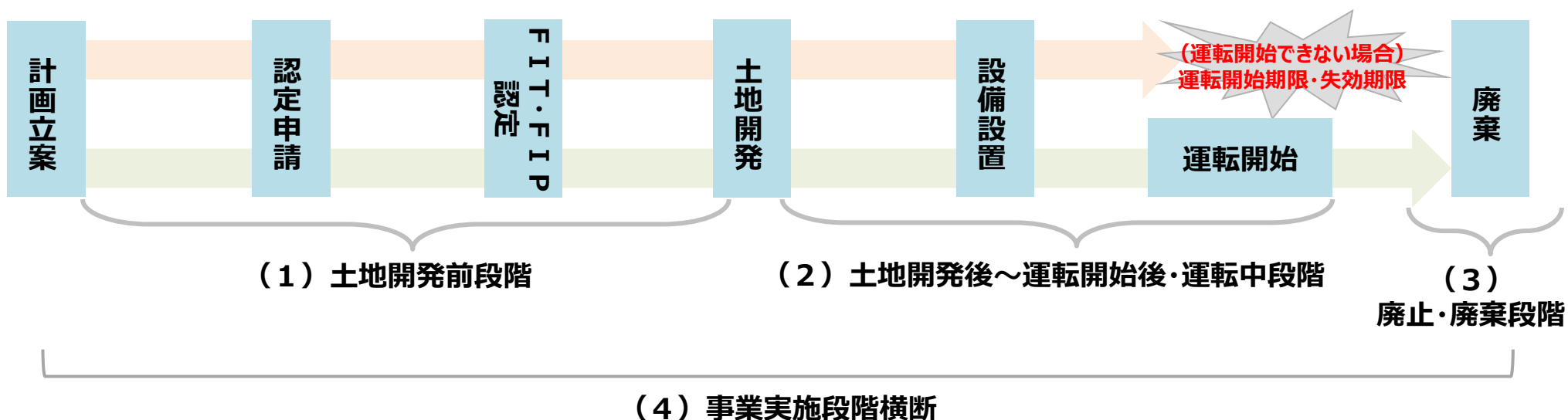
2023年5月

経済産業省、農林水産省、国土交通省、
環境省、総務省

本日のご議論

- 2022年4月から10月にかけて、本検討会において、再エネ発電設備の適正な導入・管理に向け、事業実施段階ごとに考え方や具体的なアクションを整理し、提言をとりまとめた。
- 本日は、提言に記載した各事業実施段階ごとのアクションを踏まえた各省の取組についてフォローアップするとともに、さらに検討すべき課題の検討などを実施する。

<再エネ特措法における認定事業の実施の流れ>



1. 土地開發前段階

2. 土地開發後～運轉開始後・運轉中段階

3. 廢止・廢棄段階

4. 事業實施段階横断的事項

1. 土地開発前段階のアクションへの対応状況①

アクション	対応状況
<p>関係省庁が連携し、太陽光発電設備の開発許可等における運用の考え方について、横串を通す形で整理を行い、関係省庁の開発許可等の基準や運用の検討に当たっては、当該考え方を参照することとする。また、自治体の担当者向けに当該考え方を詳述し、実運用の場面においても参照することができるように取り組む。【経・農・国・環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 太陽光発電事業の特性を踏まえた開発許可等の技術的基準の考え方や関係法令間での連携の在り方について、経済産業省・農林水産省・国土交通省・環境省の関係課で申合せによって整理した。 ※2023年5月施行の盛土規制法の基本方針・盛土等防災マニュアルにも盛り込んでいるところ。 ➤ その他の各法令に基づく開発許可等の基準や運用の実務においても順次必要に応じて反映した上で、対応を行う地方公共団体とも共有し、連携を強化していく。
<p>森林法に基づく林地開発許可について、太陽光発電設備の開発実態を踏まえ、林地開発許可対象となる基準の引下げや防災施設の先行設置や許可取消しの考え方の整理等の必要な措置を講じる。その際、各法令による規制逃れのための事業の分割を防ぐため、各法令の目的に応じ、開発行為の一体性に関する考え方の整理を行う。【農・経・環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」のとりまとめを踏まえ、森林法施行令を改正し、2023年4月から、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発について、許可を要する規模を1ha超から0.5ha超に引き下げた。 ➤ 同検討会のとりまとめにおいて示された、防災施設を先行設置し、設置が完了した確認が終わるまでは他の開発行為を行わないことなどを許可に付す条件とすることや、林地開発における開発規模の一体性を判断するための目安等について、都道府県に対する技術的助言として通知。
<p>事業者が事業計画立案の段階で確認することが適切な情報について、関係省庁連携の下、環境省が運用するEADASをプラットフォームとし、環境配慮や安全性の確保等の観点から法令の指定区域やその他関係する地理情報を幅広く収集し、一元的に掲載する。【環・経・農・国】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ EADASをプラットフォームとして、山地災害危険地区、保安林（民有林）等の情報の新規整備や更新を行い、地域の自然的社会的状況に関する情報の充実を行った。
<p>事業者が事業計画立案の際に、関係法令の指定地域等に該当するかを確認し、再エネ特措法の申請を適切に行うことができるよう、当該地理情報について再エネ特措法認定システムと連携させる。【経・環・農・国】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ EADASと再エネ特措法認定システムとのテスト連携を行った。また、自治体連携システムでのEADASから得た地理情報の公開を行った。 ➤ 今後、公開する地図情報の更なる追加を行うことや、既認定事業の設置場所と地図情報の重ね合わせによって、危険箇所等に設置されている事業の抽出を機械的に行い、既認定事業の設置場所の安全性等について分析できる環境を整備する。

1. 土地開発前段階のアクションへの対応状況②

アクション	対応状況
<p>営農型太陽光発電設備（再エネ特措法における特定営農型太陽光発電設備を含む）について、<u>農地転用許可制度の遵守徹底のための周知</u>を行うとともに、<u>違反転用の発生防止・早期発見・早期是正</u>に必要な措置を講ずる。【農・経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>違反転用発生防止啓発リーフレット</u>などにより農地転用許可制度の遵守に係る周知活動を行うとともに、違反転用の早期発見、早期是正のため、通知の発出等によって<u>農業委員会による農地パトロール</u>の取組指導を実施した。 ➤ 農地の違反転用の監視効率化を図るため、<u>衛星画像データを用いた違反転用の監視技術の実証及び農業委員会等が衛星画像データを活用するための手法を調査、検討</u>を実施した。 ➤ 再エネ特措法においても、法令違反の営農型太陽光発電のFIT認定事業に対して、<u>認定取消し等の厳格な対応</u>を実施。
<p>温対法に基づく促進区域の実効性を高め、<u>地域の目標値と整合する形で再エネ発電設備の立地を促進区域に誘導するための支援策</u>について検討する。【環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体による、<u>促進区域等の設定に向けたゾーニングの取組</u>を支援した。また、<u>促進区域内で実施する再エネ事業</u>に対して、<u>環境補助事業の審査において優遇措置</u>を実施（優先採択・加点措置）しており、<u>優遇措置の対象となる環境省補助事業を拡充</u>した。
<p><u>再エネ特措法</u>において、<u>森林法の林地開発許可対象エリア</u>や<u>盛土規制法の規制区域等</u>の立地場所に応じ、例えば<u>関係法令の許認可取得を申請要件</u>とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった<u>認定手続の強化</u>を検討する。その際、促進区域への立地を誘導するため、<u>温対法の促進区域との連携</u>も検討する。【環・経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ特措法の認定において、<u>災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる法律に基づく許認可（①森林法における林地開発許可、②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、③砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可）</u>については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であるため、<u>FIT/FIP認定の申請要件とするよう、2023年夏頃までに再エネ特措法の省令を改正</u>する。また、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度との連携のあり方について、引き続き検討を進める。
<p><u>電気事業法</u>において、<u>工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認</u>するなど<u>対応強化</u>について制度的措置も含め検討する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ発電設備等の設置に当たり、<u>①地域森林計画対象森林、②宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域、③砂防指定地等</u>、土砂災害の発生等に繋がり得る土地の開発行為を伴う場合は、<u>関係法令の許認可等の取得状況等を電気工作物の工事開始前時点、当該許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを使用開始前時点で確認</u>することとし、<u>2023年夏頃までに電気事業法の省令等において必要な改正</u>を行う。

(参考) 太陽光発電設備に関する開発許可等の基準・運用の考え方の整理

- 太陽光発電設備の設置に必要な森林法、盛土規制法、砂防三法及び電事法等の許可等の基準・運用については、各法令それぞれで対応しており、太陽光発電開発の特性が的確に考慮されていないなど、横串での対応が不足しているとの指摘もある。
- 本検討会での提言も踏まえ、太陽光発電の特性を踏まえた技術的基準の考え方や関係法令間での連携の在り方について、申合せによって整理した。各法令に基づく開発許可等の基準や運用の実務においても反映し、適切に対応していく。※2023年5月施行の盛土規制法の基本方針・盛土等防災マニュアルにも盛り込んでいるところ。

関係省庁申合せの概要

太陽光発電設備の開発の特性を踏まえた技術基準の考え方

太陽光発電設備の開発上の特性

- 盛土等による造成地や様々な勾配の自然斜面など多様な場所・開発形態で太陽光パネルを設置可能
- 太陽光パネルにより地表への雨水の浸透や日光が妨げられ植生が失われることによる土地の安定性の低下
- 太陽光パネルに溜まった雨水が地表に集中的に落下することによる土砂流出や架台・基礎の強度低下のおそれ

- ◆ **斜面への設置：** 斜面勾配は原則30度未満。傾斜度に応じ適切な防災措置を講ずる
- ◆ **排水対策：** 降雨量や地質、太陽光パネルからの流水等を考慮し、適切な排水施設を設置
- ◆ **法面保護・斜面崩壊防止：** 太陽光パネルから落下する雨水等による土地の表面浸食防止のための措置を講ずる
- ◆ **分割による規制逃れ防止：** 発電設備や事業の形態等の実態を踏まえ、開発行為の一体性を総合的に判断
- ◆ **施工後の継続的管理：** 許可段階における維持管理計画の策定の徹底と施工後の立入検査による確認 他

関係法令間での連携強化

- ◆ 再エネ特措法の認定システムを活用した関係法令の許可取得・違反状況に関する情報の連携・一元化
- ◆ 再エネ特措法や電事法に基づく立入検査結果や事故情報の分析に係る情報を関係法令の所管省庁・自治体に共有
- ◆ FIT・FIP認定手続において、関係法令の許認可取得を申請要件化
- ◆ 電事法における工事開始前や使用開始前時点で、関係法令の許可取得・工事完了確認が行われていることを確認

(参考) 林地開発許可制度の見直しについて

- 林野庁では、太陽光発電に係る林地開発許可基準の運用状況の検証等のため、令和4年1月に有識者を委員とする「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」を設置し、許可基準等の見直しを検討。
- 検討結果を踏まえ、令和4年9月、森林法施行令及び施行規則等を改正。
- 令和4年11月には、許可基準等の制度の運用に係る内容を、技術的助言として都道府県宛てに通知。

森林法施行令及び施行規則等の主な改正内容

改正前の主な内容

- 地域森林計画対象民有林（保安林を除く）において、1haを超える土地の形質変更を行う場合、都道府県知事の許可が必要。
- 許可を受けようとする者は、申請書に位置図、区域図、計画書等を添付して申請。

- 太陽光発電設備の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、0.5haを超えるものについて許可の対象として追加。
- 許可を受けようとする者に対し、防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を有することを証する書類を添付することを義務付け。

通知において新たに示す主な内容

開発規模の一体性の判断に関する整理

- ・実施主体、実施時期、実施箇所のそれぞれについて、**開発規模の一体性を判断するための考え方を明確化。**

降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備

改正前の主な内容

- ・排水施設の断面の設計雨量強度：10年確率
- ・洪水調節池の設計雨量強度：30年確率
- ・土砂流出により下流に災害が発生するおそれがある場合、えん堤等の対応策を措置。

- ・周辺に人家等の保全対象がある場合、**排水施設の断面の設計雨量強度について、20～30年確率を採用することとする。**
- ・河川等の管理者が必要と認める場合、**洪水調節池の設計雨量強度について50年確率を採用できることとする。**
- ・**山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん堤等の対応策を措置することを明確化。**

開発事業者の施工体制の確認

- ・資力・信用、能力のそれぞれについて、具体的に提出を求める書類を例示。
- ・**主要な防災施設を先行設置し、設置が完了し確認が終わるまでは他の開発行為を行わないこと**などを許可に付す条件として例示。

防災施設等の施工後の管理

- ・緑化措置について、**植生が定着しないおそれがある場合、一定期間の経過観察を行った上で完了確認を行うことができることとする。**
- ・完了確認後の周辺地域への土砂流出等の防止を図るため、**計画書の内容に防災施設の維持管理方法を位置づけ。**

地域の意見の反映

- ・森林法に基づく市町村長の意見聴取について、**意見への対応方法を示すとともに、様式を例示し聴取事項を明確化。**
- ・太陽光発電設備の設置を目的とした開発については、**必要に応じ地域の合意形成等の促進を目的とした法制度等の活用を促すこととする。**

(参考) 環境アセスメントデータベース (EADAS)

- **EADASをプラットフォームとして、新たに山地災害危険地区、保安林（民有林）等の情報の新規整備や更新を行い、地域の自然的社会的状況に関する情報の充実を行った。**
- **EADASと再エネ特措法認定システムとのテスト連携を行った。** 現在、当該システムにおいてEADASから得た地理情報の公開に向けて準備中。今後、**再エネ特措法の申請時などにも使えるように連携強化を行っていく。**

EADAS 環境アセスメントデータベース **収録している地図情報 [2023年3月31日現在]**
 Environmental Impact Assessment Database System **【イードス】** <https://www2.env.go.jp/eiadb/>

EADAS 環境アセスメントデータベース **収録している地図情報 [2023年3月31日現在]**
 Environmental Impact Assessment Database System **【イードス】** <https://www2.env.go.jp/eiadb/>

自然環境に関する情報	■ 全国環境情報	大気環境の状況	動植物の生息及び生育、輸生及び生態系の状況	景観及び人と自然との織り合いの活動の場の状況
	社会環境に関する情報	水環境の状況	その他の事項	防犯関連情報
		土壌及び地盤の状況	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等	その他の事項
		放射線物質の状況	人口及び産業の状況	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
社会環境に関する情報	土地利用の状況	土地利用の状況	土地利用の状況	
	交通の状況	交通の状況	交通の状況	
社会環境に関する情報	建築物の状況	建築物の状況	建築物の状況	
	建築物の状況	建築物の状況	建築物の状況	

自然環境に関する情報	■ 再生可能エネルギー情報	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ (陸域版)	国立公園等イベントリ整備情報
	社会環境に関する情報	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ (海域版)	国立公園等イベントリ整備情報
		電力系統情報	国立公園等イベントリ整備情報
		再生可能エネルギー施設情報	国立公園等イベントリ整備情報
社会環境に関する情報	電力系統情報	国立公園等イベントリ整備情報	国立公園等イベントリ整備情報
	再生可能エネルギー施設情報	国立公園等イベントリ整備情報	国立公園等イベントリ整備情報

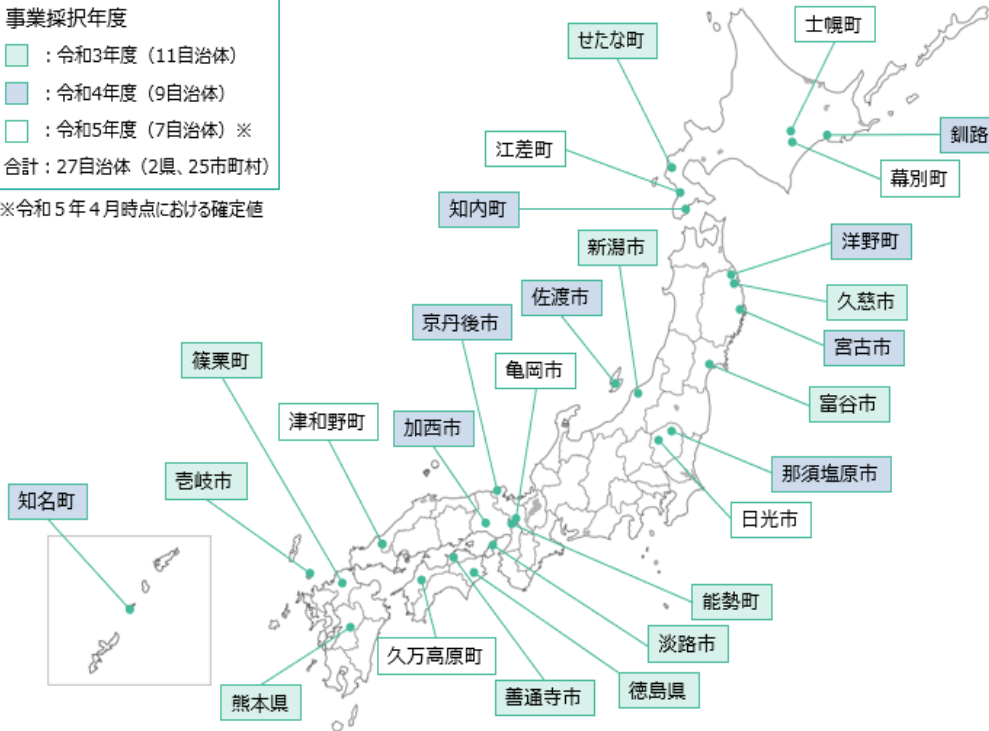
(参考) 再エネ発電設備の立地を促進区域に誘導するための支援策

- 地方公共団体による、**促進区域等の設定に向けたゾーニングの取組**を支援。
- 促進区域内で実施する再エネ事業に対して、**環境補助事業の審査において優遇措置を実施（優先採択・加点措置）**。優遇措置の対象となる環境省補助事業を拡充。

○再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)

事業採択年度
■ : 令和3年度 (11自治体)
■ : 令和4年度 (9自治体)
■ : 令和5年度 (7自治体) ※
 合計 : 27自治体 (2県、25市町村)
 ※令和5年4月時点における確定値



全国27の地方公共団体のゾーニングの取組を支援

○環境省補助事業における優遇措置

地域脱炭素の推進のための交付金

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうちレジリエンス強化型の建築物ZEB化支援事業

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 (補助事業のみ対象)
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち
 - ① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業
 - ② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業
 - ④ 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業
- (4) 平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
 - ① 直流による建物間融通モデル創出事業

※令和5年4月時点 順次拡大予定

- 森林伐採を伴う発電所設置に関しては、地域における懸念の声も大きく、実態として土砂流出等の問題が生じているなどの関係法令遵守が徹底されていないケースが発生している。
- こうした周辺地域の安全に懸念のある地域での設備設置に対しては、事前に許認可手続の取得を求めることが円滑かつ確実な事業の実施のために必要である。
- こうした背景から、再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における提言においては、立地エリアに応じて、例えば、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定申請を認めないといった認定手続の厳格化等の対応を行うことが盛り込まれた。

<再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言抜粋>

「...再エネ特措法に基づく認定手続において、現状、立地状況等に応じた差異は設けられていないが、立地エリアに応じて、例えば、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可の取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の申請や入札参加を認めないといった認定手続の厳格化等の対応を行うことが必要である。その際、温対法の促進区域への立地を促す観点から、促進区域が地域における合意形成を経て設定されることを踏まえて再エネ特措法に基づく認定手続を緩和するなど、何らか促進区域へのインセンティブとなるような形での連携も考えるべきである。」

第2回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG
資料7 (山梨県提出資料) より抜粋

(1) 林地開発許可に関する事案

- 林地開発許可の内容と異なる開発工事を行っている事実が判明
- 防災施設の工事完了前に、売電を開始

⇒ 森林法違反の状況下で、売電を継続

（参考） 手続強化の対象となる許認可

- 事業の予見性を担保する観点から、手続強化を図るにあたって要件化の対象となる許認可の範囲は明確にする必要がある。
- そこで、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT／FIP認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う必要がある。

<再エネ特措法における申請にあたり事前に取得を求める許認可>

- ① 森林法における林地開発許可
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可（盛土規制法）における許可
- ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

- また、こうした認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配慮しつつ、原則全ての再エネ電源を対象とする。

- 温対法に基づく促進区域は、市町村が、再エネ事業の促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）や事業に求める環境保全の取組等を、自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、当該計画に適合する地域脱炭素化促進事業を認定する仕組み。
- 促進区域の設定にあたっては、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討が行われる。特に、環境保全上の支障の観点から考慮が必要な区域を促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」についても検討が必要となる。加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し、考慮することが求められる。（例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなど。）
- 以上より、地域脱炭素化促進事業制度については、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされることで、地域や事業者にとっては再エネ事業の予見可能性が高められる。このような特性を踏まえ、再エネ特措法の認定申請における手続厳格化の例外として検討する。

(参考) 電事法における関係法令遵守の確認

- 電気事業法上、電気工作物の設置に際し、森林法等の遵守状況は確認していない。
- 他方で、土砂災害等の自然災害によって、再エネ発電設備等に事故が生じた場合は、当該設備が周辺住民への危害や、周辺設備の損傷をもたらし、結果的に、電気事業法第39条の技術基準への適合を維持できないおそれがある。
- そのため、再エネ発電設備等の設置に当たり、①森林、②盛土造成区域、③砂防指定地等、土砂災害の発生等に繋がり得る土地の開発行為を伴う場合は、これらの手続が適切に行われているか、電気事業法においても確認することとする。

<電気事業法>

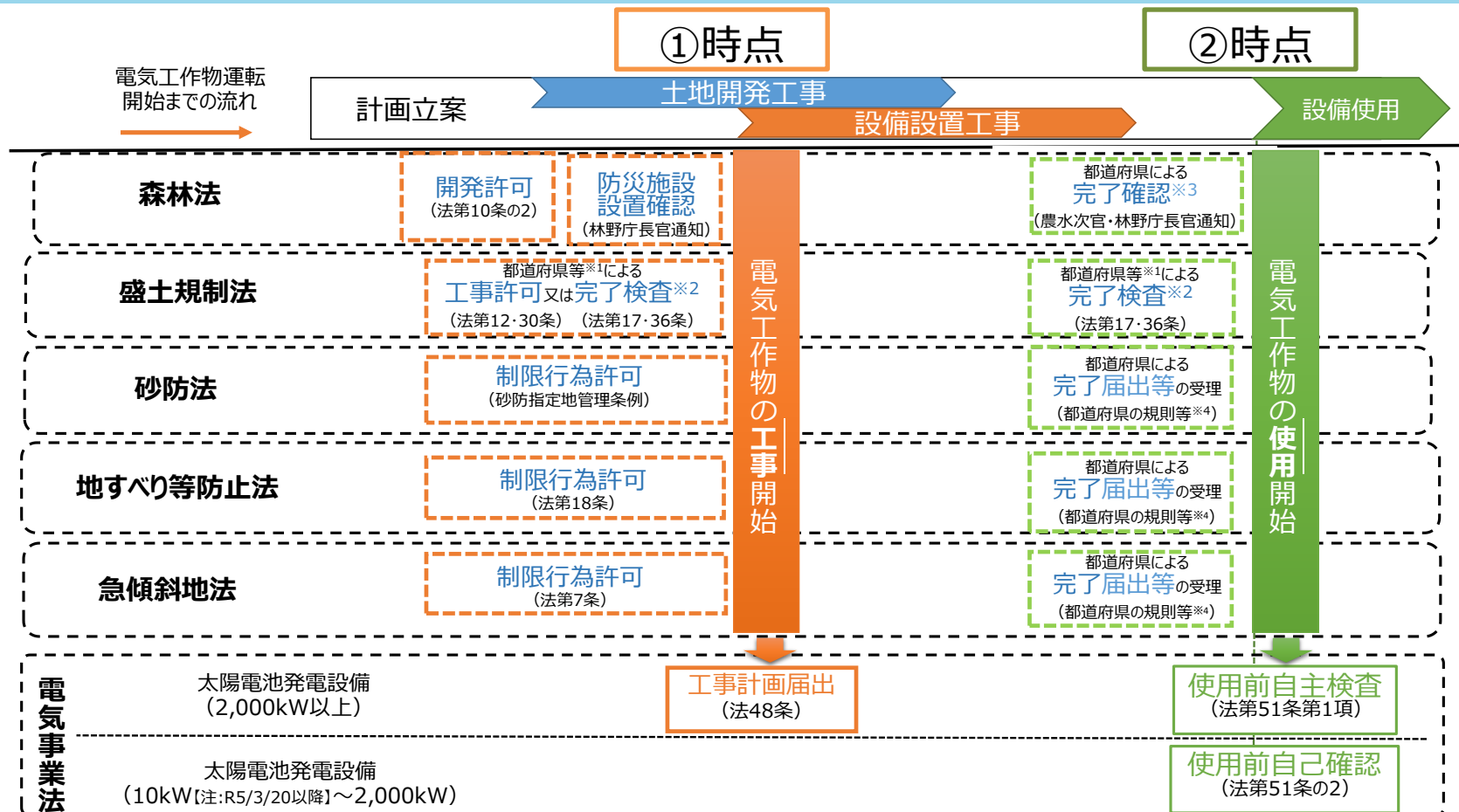
(事業用電気工作物の維持)
第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める**技術基準に適合するように維持**しなければならない。

<土砂災害等の防止の観点から土地開発を規制している法律>

法令	関連する規制の概要
①森林法 (林地開発許可制度)	地域森林計画対象森林において、 土砂の流出防止等の森林の公益的機能を阻害しないよう、一定規模を超える土地の形質の変更を伴う開発行為に許可が必要。
②宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) ※令和5年5月に法施行	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域内において行われる、一定規模以上の 盛土等に関する工事について、許可が必要。
③砂防三法 ・砂防法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)	砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域において、 土石流等からの下流部に存在する人家や公共施設の保護等のため、土地の掘削、工作物の設置、立木竹の伐採等に許可が必要。

(参考) 関係法令の遵守状況を確認する時点

- 電気事業法に基づく手続としては、**電気工作物の工事開始前時点（①時点）**と、**使用開始前時点（②時点）**がある。
- 関係法令の**許可等（下図オレンジ点枠）**の取得を「①時点」、当該許可通り**開発が適切に完了したか（下図緑点線枠）**を「②時点」で確認することとする。



※1: 都道府県等とは、都道府県、政令指定都市、中核市
 ※2: 実務上の支障等含め、取扱いについては検討中。
 ※3: 森林法では、開発地の緑化による植生の定着状況等の確認をもって正式な土地開発工事の完了とされる場合がある。
 ※4: 土地開発工事完了時及び設備設置工事完了時における許可権者及び事業者の手続きは、都道府県により異なる。

【電気事業法の対応】

- 他法令の手続が必要にも関わらず、「①時点」、「②時点」で求める書類を添付せずに電気事業法上の届出を行い、電気工作物の着工又は使用を開始しようとする場合は、当該届出は規定の書類が揃っておらず、有効な届出とならないため、当該設置者に対し、都道府県等の確認書類を添付したうえで再度届出を行うよう指導を行う。
また、指導に従わず、有効な届出がなされていない状況であるにも関わらず、電気工作物の着工又は使用を開始しようとするような悪質な事例に対しては、罰則の適用も含め検討。
- 他法令を遵守しておらず、設置された電気工作物が電気事業法上の技術基準に該当しないことが判明した場合は、当該電気工作物を技術基準に適合させるよう、設置者に対し指導を行う。また、改善が見られず、技術基準違反状態が解消しない場合においては、必要に応じ、電気事業法に基づく技術基準適合命令を行う。

【他機関への連絡】

- 当該他法令を所管する省庁・自治体に連絡し、当該省庁・自治体において必要な是正措置を実施。
- 資源エネルギー庁に連絡をし、必要に応じて再エネ特措法の認定の取り消しを含めた対応を実施。

1. 土地開發前段階
- 2. 土地開發後～運轉開始後・運轉中段階**
3. 廢止・廢棄段階
4. 事業實施段階横断的事項

2. 土地開発後～運転開始後・運転中段階のアクションへの対応状況①

アクション	対応状況
<p>地域における土砂災害警戒区域等の災害により被害を受ける懸念が高いエリア等に立地する太陽光発電設備への再エネ特措法に基づく調査（約5,000件）を踏まえ、災害リスクが高い設備について優先的かつ機動的に電気事業法等に基づく立入検査を実施し、その結果の活用を含め関係省庁との連携を強化する。【経・農・国】</p>	<p>➤ 令和4年度、災害リスクが高い太陽電池発電設備について、約300件の立入検査を実施した。令和5年度も同等の立入検査を実施する予定。また、当該検査結果や事故情報の分析等に係る情報について、必要に応じて関係法令を所管する省庁や地方公共団体との共有を図りつつ、既存案件のフォローアップを行う。</p>
<p>関係省庁・自治体が連携し、法令違反時に速やかに違反の解消を促すため、違反時における自治体などの関係行政機関から地方経済産業局への通報の流れ等の対応フロー全体を整理し、関係者で認識を共有する等の連携体制を構築する。【経・農・国・環】</p> <p>法令違反情報等を関係省庁・自治体が相互に共有できるように、再エネ特措法認定システムを活用した情報の一元管理を行う。【経・農・国・環】</p>	<p>➤ 自治体等の関係行政機関が連携し、法令違反時に速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ特措法認定システムを活用した通報システムを構築し、違反に関する情報について、簡単に登録・コメントできるツールとしての運用を目指し、2023年3月より運用開始した。</p>
<p>土地の開発に伴って設置した防災設備等について、例えば、森林を開発し土地の用途が変わる場合においても、発電事業者がその維持管理に努めるよう、関係省庁が連携して、防災設備の維持管理状況のフォローアップ調査などを含め、土地開発前後を通じた取組の強化を検討する。【農・経】</p>	<p>➤ 再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいて、土地の開発に伴って設置した防災設備等についても、その土地から濁水等が周囲に流出することがないように、防災施設等の維持管理を行うことを、2023年4月から努力義務として規定した。今後デジタル技術等も活用し、関係省庁と連携しながら効果的なフォローアップを行っていく。</p>

2. 土地開発後～運転開始後・運転中段階のアクションへの対応状況②

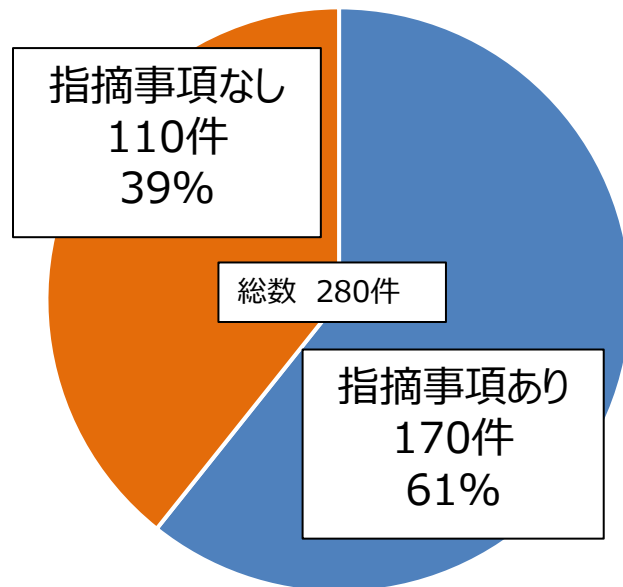
アクション	対応状況
<p>系統の工事・保全・運用面の観点から、工事や運用面の課題における、<u>連系工事の計画変更の多発、機器の誤操作、作業時間帯の協力については、一般送配電事業者のみならず、関係行政機関も連携し、託送供給等約款等に基づいた適切な運用の徹底を図った上で、改善が見られない場合には対応強化策について検討する。</u>また、<u>緊急時の迅速かつ確な保安連絡体制の確保</u>については、<u>行政機関と一般送配電事業者との間で相互に再エネ事業の保安業務従事者に係る情報の共有を図れるような仕組みの構築を検討する。</u>【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連系工事の計画変更の調整、機器の誤操作の防止、作業時間帯の調整等について、<u>資源エネルギー庁から発電事業者等に対し、託送供給等約款に沿って協力するように要請する通知文を2023年3月に発出。</u>今後、改善状況を見つつ、本問題については継続的に検討していく。 ➤ <u>電気事業法に基づく主任技術者等の変更の届出があった場合には、一般送配電事業者に対して届出があった旨を通知</u>することとした。
<p>事業者の予見可能性を高める等の観点から、<u>空き容量マップや出力制御の見通し等の公表</u>を引き続き進めていくほか、<u>系統整備のマスタープランや広域系統整備計画の進捗状況など、系統整備の見通しについても随時公表</u>する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出力制御の見通し及び出力制御実績の公表について関係審議会で議論を深め、出力制御内容や予想混雑状況などの公表を進めている。 ➤ 再エネ導入とレジリエンス強化のため、電力広域機関において、2050年カーボンニュートラルも見据えた、広域連系系統のマスタープランを2023年3月に策定・公表した。
<p>違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すため、例えば<u>関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保</u>するなど、<u>再エネ特措法において新たな仕組みを検討</u>する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総合資源エネルギー調査会のWGで<u>2022年10月から再エネ特措法における制度的措置の具体化</u>を議論し、<u>2023年2月に中間とりまとめ。</u> ➤ <u>事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金による支援を一時停止する措置及び違反が解消されず認定取消しに至った場合に、違反期間中のFIT・FIP交付金による支援額の返還を命じる措置を含む再エネ特措法の改正案を国会に提出</u>し、現在審議中。
<p>電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する。【経】（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ発電設備等の設置に当たり、①地域森林計画対象森林、②宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域、③砂防指定地等、土砂災害の発生等に繋がり得る土地の開発行為を伴う場合は、関係法令の許認可等の取得状況等を電気工作物の工事開始前時点、当該許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを使用開始前時点で確認することとし、2023年夏頃までに電気事業法の省令等において必要な改正を行う。（再掲）

(参考) 太陽電池発電設備に関する立入検査

- 令和4年度、災害リスクが高い太陽電池発電設備について、約300件の立入検査を実施。令和5年度も同等の立入検査を実施する予定。

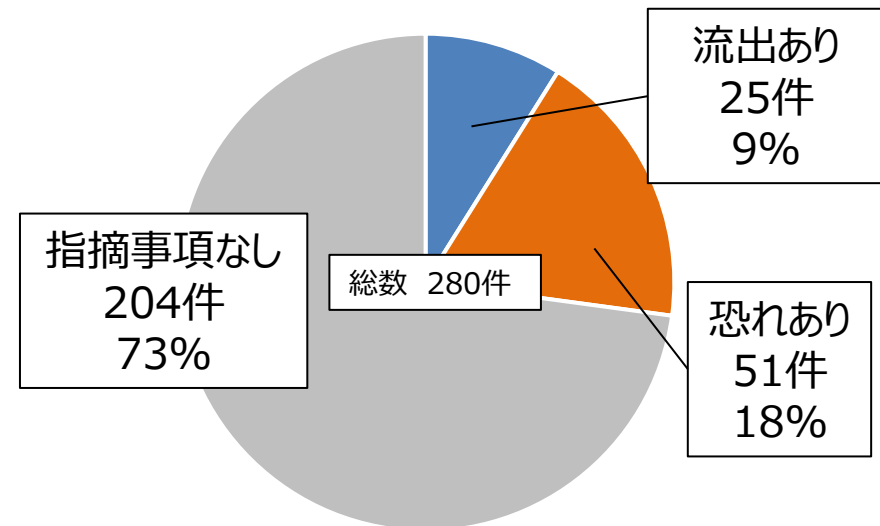
接合部に関する指摘

接合部に関する指摘をした発電設備は280件中170件で最も多かった。



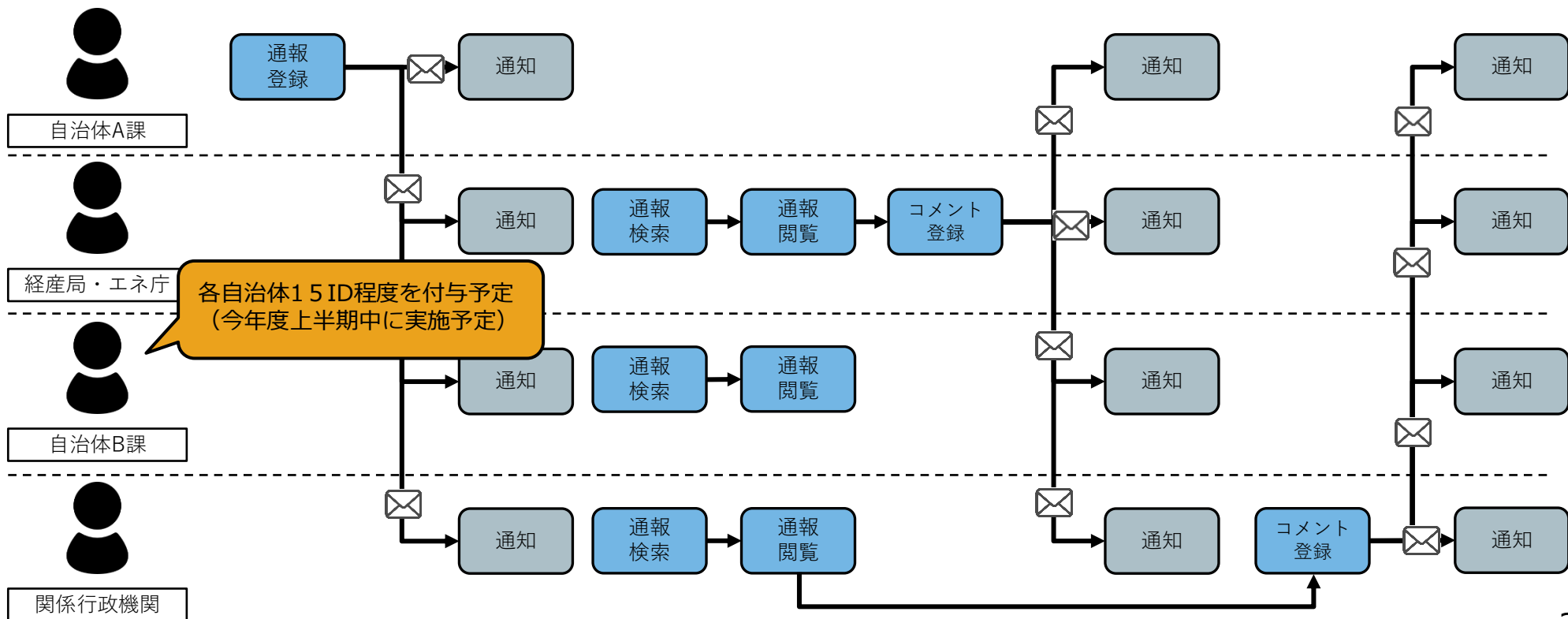
土砂流出に関する指摘

土砂流出が確認できた太陽電池発電設備は280件中25件、土砂の流出は確認できなかったが、敷地内で地盤の侵食や土砂が流れているなど土砂流出の恐れがあることを確認できた設備は51件であった。



(参考) 再エネ特措法認定システムを活用した関係法令違反通報機能

- 再エネ特措法では関係法令遵守を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の процедуруを行うこととしているが、以下のような課題がある。
 - ① 関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
 - ② 関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が連携し、法令違反時に速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ特措法認定システムを活用した通報システムを構築、2023年3月より運用開始した。
- 違反に関する情報について、簡単に登録・コメントできるツールとしての運用を目指すもの。



(参考) 資源エネルギー庁から発電事業者等への通知 (2023年3月実施)

第44回系統WG
(2023年2月28日) 資料5-2

【連系工事の計画変更について】

- 最近、発電事業者の都合による工期変更が多数発生しており、施工力が有効に活用されないケースが増えていることから、発電事業者は、発電所の建設計画を踏まえた上で、確度を以て一般送配電事業者と連系を行うための工期を調整頂くことや、工事計画に変更がある場合は、時間的余裕を以て一般送配電事業者に連絡を行い工期の調整に協力するよう対応を求める。

【発電所を設置する際の新設電柱の抑制について】

- 不要な電柱の建設の抑制と管理コストを削減するため、託送供給等約款のとおり、既存の配電設備からもっとも近い地点への受電設備の設置を検討するように協力を求める。

【発電所等における誤操作の防止について】

- 誤操作により、人身災害や系統事故に伴う停電が発生する可能性があるため、託送供給等約款のとおり、開閉器の操作については、一般送配電事業者と確実に協議することや、一般送配電事業者の給電指令に従うことへの協力を求める。

【作業停電の実施について】

- 作業停電の実施については、社会コストの抑制や安全性の確保の観点から、託送供給等約款のとおり、一般送配電事業者からの要請に協力するよう求める。

【電圧フリッカ対策について】

- 電気の電圧及び電力品質を維持するため、託送供給等約款等に基づき、太陽光PCSの設定変更等に協力することについて適切に対応するよう求める。

(参考) 緊急時保安連絡のための再エネ発電事業者の主任技術者等に係る情報共有

第28回産業構造審議会電力安全小委員会
(2023年2月28日) 資料1

- 事故が発生した場合、発電設備の維持管理を担当する主任技術者等と一般送配電事業者は連携した対応が必要であり、系統連系時の契約において、相互に連絡先を共有している。
- 他方、主任技術者等の変更があつたにもかかわらず、一般送配電事業者への事前の情報共有がなく、有事の対応に支障が生じる状況が発生している。
- そうした状況の改善のため、来年度以降、電気事業法に基づく主任技術者等の変更の届出があつた場合には、一般送配電事業者に対して、届出があつた旨のみを通知することとする。

再エネの適正な導入・管理のあり方に関する検討会

【共同事務局：経産省、農水省、国交省、環境省】

- 事業実施における各段階（土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階、横断的事項）に応じて、
 - 電源の特性を踏まえた立地のあり方等に関する政府全体での基本的な考え方の取りまとめ、
 - 法令・条例等への違反案件に対応するための関係省庁・自治体との連携体制の強化
 - パネルの廃棄処理適正化のための対応強化
- 等について検討。

<保安連絡体制確保に係る提言> ○電気事業法

再エネ事業者から一般送配電事業者への保安業務従事者の変更に係る連絡が適切になされていないケースが見られる

⇒緊急時の迅速かつ的確な保安連絡体制の確保については、行政機関と一般送配電事業者との間で相互に再エネ事業の保安業務従事者に係る情報の共有を図れるような仕組みの構築を検討する。

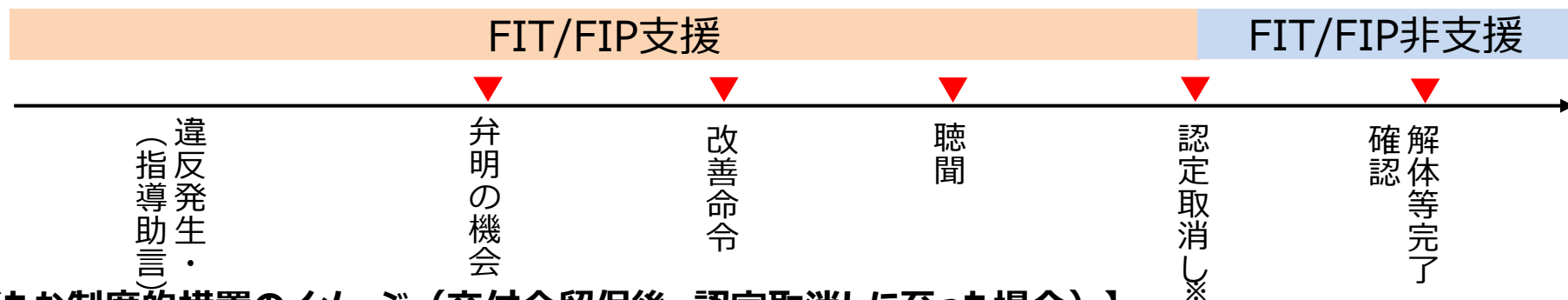
(主任技術者)
第43条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。
3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(参考) 違反状況の未然防止・早期解消に向けた制度的措置

- 認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、以下の措置を講じる。
 - ① 事業計画に違反した場合、FIT/FIP交付金を留保するための積立義務を課す。また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消又は適正な廃棄等が確認された場合は、留保された交付金を取り戻せることとする。
 - ② 認定取消しをした際には、違反時点から、認定が取り消された時点までのFIT/FIP交付金の返還を求めることを可能にする。

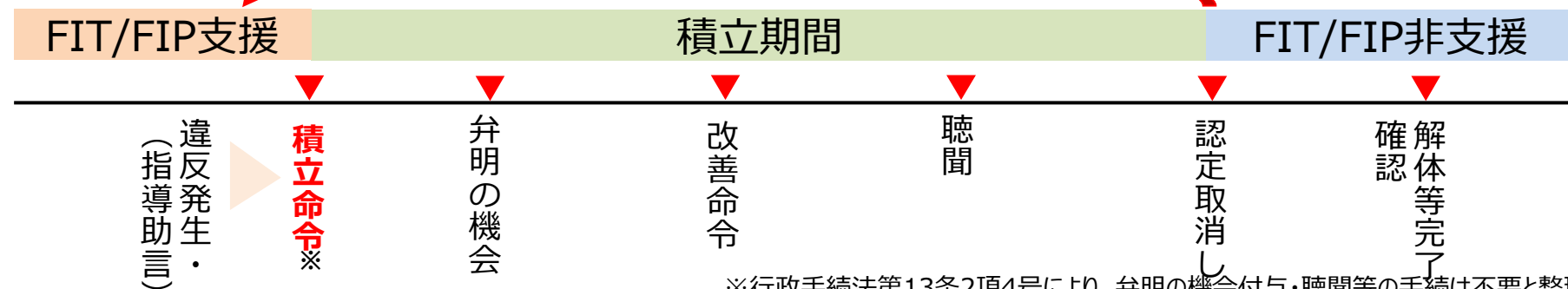
【再エネ特措法における現行法上の措置】

※例えば違反確知後直ちに認定取消しに進む場合等、状況に応じて様々な流れが考えられ、以下は一例である。
なお、認定取消しは一般的にはFIT買取等が規定されている再エネ受給契約の解消事由とされている。



【新たな制度的措置のイメージ (交付金留保後、認定取消しに至った場合)】

取り消した場合は返還命令が可能



※行政手続法第13条2項4号により、弁明の機会付与・聴聞等の手続は不要と整理。

1. 土地開發前段階
2. 土地開發後～運轉開始後・運轉中段階
- 3. 廢止・廢棄段階**
4. 事業實施段階横断的事項

3. 廃止・廃棄段階のアクションへの対応状況①

アクション	対応状況
<p>使用済みの太陽光発電設備については、リユース・リサイクル等のガイドラインや廃棄物処理法に基づき、事業の廃止のタイミングで事業者が自らの責任において適切に対応するよう、2022年7月から開始された再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の活用も含め、関連する法律・制度等を適切に運用する。 【環・経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ特措法に基づき、2022年7月以降、廃棄積立制度を開始。廃棄積立制度含む関連する法律・制度等の連携、適切な運用については、太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、経済産業省及び環境省が共同で、2023年4月より「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」（以下「廃棄・リサイクル検討会」という。）を開催し、検討を進めていく。
<p>太陽光パネルの含有物質等のメーカーによる情報発信について、廃棄物処理業者による太陽光パネルの受入れやリサイクル等に必要とする情報を踏まえつつ、業界団体とも連携しながら行っていく。その際、含有物質が分からないものについては、成分分析等の実施のあり方を検討する。 【経・環】</p> <p>廃棄物処理業者に対するヒアリング等を通じ、太陽光パネルの受入れやリサイクル等に関する課題の明確化を速やかに行う。また、制度的措置も含めた対応強化の検討にあたり、再エネ特措法の認定に関する情報など、関係省庁が保有する情報の共有を速やかに進める。 【経・環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総合資源エネルギー調査会のWGで2022年10月から再エネ特措法における制度的措置の具体化を議論し、太陽光パネルの含有物質の情報提供を再エネ特措法の省令改正により認定基準とすることを含め、2023年2月に中間とりまとめ。 ➤ 廃棄・リサイクル検討会において、業界団体や廃棄物処理業者等へのヒアリングを通じて課題を整理し、太陽光パネルの含有物質の情報提供の詳細検討や、太陽光パネルの型番情報とともに含有物質の情報を登録させることでデータベース化するなどの対応を進めていく。
<p>関係省庁が連携し、太陽光発電設備の廃棄ルール等の必要な情報について、住宅用太陽光パネルの所有者や農業の現場の方々などへ周知を行う。 【経・農・環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ FITによる買取期間終了後の継続活用や、リユース・リサイクル、適切な廃棄を促すため、家庭用、事業用（営農型含む）それぞれについて、廃棄に関するパンフレットを作成し、各経産局や自治体などを通じて周知活動を実施中。

3. 廃止・廃棄段階のアクションへの対応状況②

アクション	対応状況
<p>事業廃止後に太陽光パネルが危険な状態のまま放置されないよう、関係省庁において事業廃止から使用済太陽光パネルの撤去・処理までの制度間の連携強化の検討を行う。加えて、2030年代後半に想定される使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用や太陽光パネルの含有物質の表示義務化等について検討する。【環・経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総合資源エネルギー調査会のWGで2022年10月から再エネ特措法における制度的措置の具体化を議論し、太陽光パネルの含有物質の情報提供を再エネ特措法の省令改正により認定基準とすることを含め、2023年2月に中間とりまとめ。 ➤ 太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、経済産業省及び環境省が共同で、2023年4月より廃棄・リサイクル検討会を開催。太陽光パネル等の再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方について2023年内を目途に結論を得る。
<p>支援期間終了後の設備更新・有効活用については、長期電源化・集約化の観点から、関連する審議会（総合エネルギー調査会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）において詳細な議論を行い、夏頃までに一定のとりまとめを行うこととする。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、既設太陽光発電設備の有効活用し、追加投資を促進するため、地域共生や円滑な廃棄を前提に太陽電池出力増加時の価格変更ルールの見直しを行うことを2022年10月にとりまとめ。 ➤ 同小委員会のWGにおいて、当該措置の具体化について議論し、2023年2月に中間とりまとめの後、再エネ特措法の改正案を国会に提出。現在審議中。

(参考) 再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会

- 今後排出の増加が見込まれる、太陽光パネルを始めとする再生可能エネルギー発電設備のリサイクル・適正処理に関する対応の強化に向け、制度的対応も含めた具体的な方策について検討することを目的として、環境省、経産省共同事務局の有識者検討会を立ち上げ、第1回を4月24日に、第2回を5月19日に開催。
- さらに関係者ヒアリング等を経て、まずは論点を整理し年内目途に今後の方向性について結論を得る予定。

委員名	所属
高村 ゆかり	東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
青木 裕佳子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 理事
飯田 誠	東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授
大関 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所再生可能エネルギー研究センター 太陽光システムチーム 研究チーム長
大塚 直	早稲田大学 法学学術院 教授
桑原 聡子	外苑法律事務所 パートナー弁護士
神山 智美	富山大学 経済学部 経営法学科 教授
所 千晴	早稲田大学 理工学術院 教授 / 東京大学大学院 工学系研究科 教授
村上 進亮	東京大学大学院 工学系研究科 教授
吉田 綾	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員

オブザーバー

山梨県、福岡県、(一社)太陽光発電協会、(一社)日本風力発電協会、(一社)日本小形風力発電協会、(公社)全国解体工事業団体連合会、(公社)全国産業資源循環連合会、ガラス再資源化協議会

(参考) 再エネ設備の廃棄・リサイクルに関するこれまでの取組と今後の方向性

第1回再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会（2023年4月24日）資料2 一部加工

これまでの取組

- 再エネ特措法の認定基準として、**発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であることを求めている**。これに基づき、事業計画策定ガイドラインにおいても、**計画的な廃棄等費用の確保と事業終了後の関係法令を遵守した上での撤去及び処分**を求めている。
- 太陽光については、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法に基づき、**2022年7月から、10kW以上の事業用太陽光発電設備について原則外部積立を行う積立制度により費用を担保**。
- 各地方の経済産業局や自治体を通じ、事業用・家庭用のパンフレット等により**廃棄について周知を実施**。
- 太陽光パネルについては、**NEDOを通じ、リサイクルの高度化・低コスト化に向けた研究開発を行っている**。

今後の方向性

- 今国会に提出した再エネ特措法の改正法案において、
 - ① **関係法令に違反する事業者**に対しては、関係省庁・自治体で連携し、速やかに**FIT・FIP交付金による支援を一時停止**することとしており、こうした制度を厳格に運用することを通じ、**違反の解消又は適切な廃棄等を促す**。
 - ② また、**既存再エネの有効活用**の観点からは、**地域との共生と適切な廃棄を大前提に、太陽光の出力増強・更新時のルールを見直す**こととしており、長期電源化に向けた取組を進めていく。
- **太陽光発電**については、
 - ① **パネル含有物質の情報提供を再エネ特措法の認定基準に追加**する等の検討をするとともに、
 - ② 事業廃止後の使用済太陽光パネルの**安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や、必要に応じて義務的リサイクル制度の活用も含め検討**する。
- **風力発電**については、
 - ① 今後導入が進む**大型風力のブレード等のリサイクル技術開発の動向を把握し、必要な検討を行う**とともに、
 - ② **小形風車**については、事業や廃棄の実態も踏まえ、**適切な廃棄に当たって必要となる措置について検討**する。
- また、**中小水力・バイオマス・地熱**についても現状を分析し、必要な検討を行っていく。

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度

- 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度について、2020年6月成立のエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法において太陽光発電設備の廃棄等費用の積立制度について措置し、2022年7月に最も早い事業の積立を開始。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
- ◆ 金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

(参考) 適切な廃棄・リサイクルのための周知活動

- 資源エネルギー庁では、FITによる買取期間終了後の継続活用や、適切な廃棄、リユース・リサイクルを促すため、家庭用、事業用それぞれについて、**廃棄に関するパンフレットを作成し、各経産局や自治体などを通じて周知活動を行っている。**

ご存知ですか？ / 家庭用 (10kW未満)

家庭用の太陽光発電設備の廃棄について

太陽光発電設備の寿命は何年くらいだと思いますか？
20年～30年、あるいはそれ以上とも言われています。
このリーフレットでは、いずれ来る撤去する日のために、太陽光発電設備の廃棄の注意点について見てみましょう！

廃棄する前に！ ～まずは修理をご相談ください～

廃棄をする前には住宅メーカーや施工店等に修理をご相談ください。パワーコンディショナーの故障等があっても修理が可能なケースがあります。住宅用太陽光発電の固定価格買取制度は10年間で終了しますが、その後も発電した電気を自宅で使う自家消費などのメリットが継続します。

廃棄するときは！ 廃棄の際には、様々なケースが考えられます。
住宅解体や屋根の葺き替え、パワーコンディショナーの故障等が理由で撤去するケースなどがありますが、いずれの場合も住宅メーカーや施工店、太陽光パネルメーカーに廃棄処理方法について相談し、産業廃棄物として適切に処理する必要があります。(粗大ゴミではありません)
また、自然災害等によるパネルの落下・破損に伴い撤去するケースもありますが、その場合には、お住まいの市区町村の産業廃棄物担当窓口にご相談ください。

その他注意事項 ～設備を廃棄した場合、廃止届が必要ですが～
固定価格買取制度の認定を受けている場合、廃止届を行う必要があります。設置時に手続きを行った代行業者に相談しましょう。
ご自身で手続きを行った場合は、JPEA代行申請センター(JP-AC)のHPから「再生可能エネルギー電子申請」の「廃止届マニュアル」を確認しましょう。

ご存知ですか？ / 事業用 (10kW以上)

事業用の太陽光発電設備の廃棄について

太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にあります。また、事業用の太陽光発電設備(10kW以上)について、廃棄等費用積立制度・解体等完了確認制度が始まりました。廃棄の際には、適切に廃棄を実施しなければ積立金を取り戻せません。リサイクル等の積極的ご検討をお願いします。

■ 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度等について

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要	解体等完了確認制度の概要
<p>原則、源泉徴収的な外部積立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電(複数太陽光発電設備設置事業を含む)の認定案件 ◆ 金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準 ◆ 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間で ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出 <p><small>※例外的に内部積立てを許容(長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保)</small></p>	<p>設備を廃棄した場合、廃止届が必要ですが</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃止届と同時に又はその後、経済産業大臣による解体等完了確認を受ける必要があります ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電(複数太陽光発電設備設置事業を含む)の認定案件 ◆ 時期：廃止届を提出した、又は認定取消しとなった場合 ◆ 効果：確認を受けるまでは認定事業者とみなされ、報告徴収を受けることとなります。

■ 廃棄を行う際の処分ルート

■ 太陽光発電設備のリユース・リサイクルについて

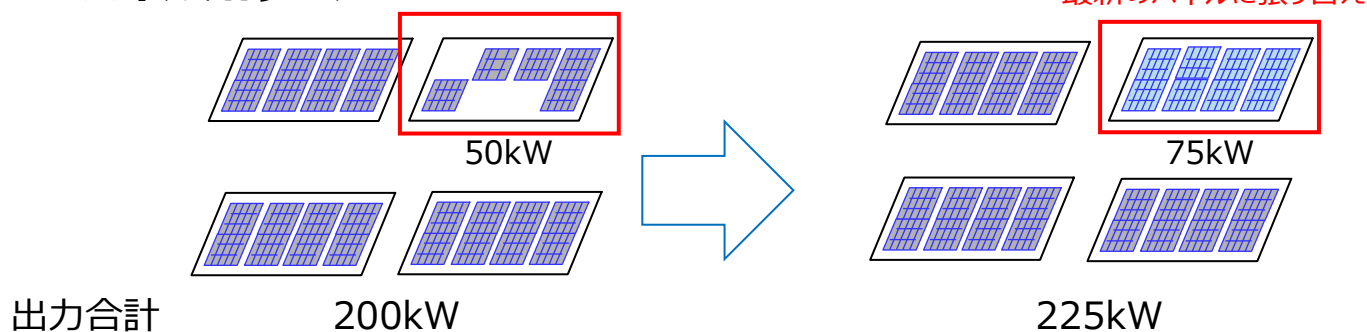
廃棄の際には環境省のガイドライン・廃棄物処理法に従って適切にリサイクル・廃棄することが必要になります。詳しくはこちらをご覧ください。▶ <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>
廃棄だけでなく、リユースによる太陽光パネルの延命化やリサイクルの検討が必要です。

リユース事例	リサイクル事例
<p>使用済みとなった太陽光パネルには、再生可能なものあり。数多くのリユース事例が報告されています。</p>	<p>使用済太陽光パネルを素材に分離、破砕・選別し、ガラスや金属(銅等)を回収・リサイクルすることで資源の有効利用が可能となります。</p>

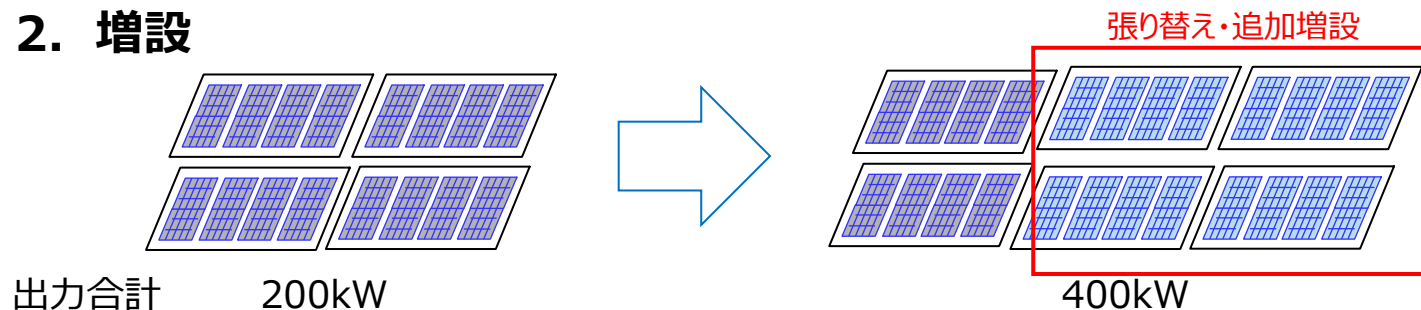
（参考）太陽光発電設備のパネル貼り替え/増設（= 既存再エネの有効活用）

- 再エネ36~38%の実現のためには、適地への新規の再エネ大量導入に加えて、既に土地や系統が確保されている既存再エネの有効活用も重要。
- 現在は、太陽電池の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止する観点から、設備全体の調達価格/基準価格が最新価格へ変更されることとされている。
- 一方で、こうした運用は既存再エネ等の有効活用という観点からは促進すべきものであるところ、国民負担の増大を抑止することを前提に、こうした取扱を検討する。

1. パネル貼り替え 一部破損・故障等



2. 増設



1. 土地開發前段階
2. 土地開發後～運轉開始後・運轉中段階
3. 廢止・廢棄段階
4. **事業實施段階横断的事項**

4. 事業実施段階横断的事項に関するアクションへの対応状況①

アクション	対応状況
<p><u>地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組</u>その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、<u>再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付ける</u>。【経・農・国・環】</p> <p><u>地域との合意形成等に向けて留意すべきポイント</u>について整理を行い、<u>事業主体の変更時においても参照</u>できるよう、<u>再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付ける</u>。【経・農・国・環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>総合資源エネルギー調査会のWGで2022年10月から再エネ特措法における制度的措置の具体化</u>を議論し、<u>2023年2月に中間とりまとめ</u>。 ➤ <u>新規認定、事業譲渡のいずれの場合も含め</u>、住民説明会の開催など、<u>地域の方々への事業内容の事前周知を認定要件化</u>することを盛り込んだ<u>再エネ特措法の改正案を国会に提出</u>し、現在審議中。 ➤ <u>説明会の開催方法、安全面・景観面等への影響やその予防措置の説明</u>を求めることなど、<u>適切な説明会の要件を検討</u>しており、<u>今後、省令やガイドラインで明確化</u>していく。
<p>再エネ特措法の認定案件について、地域住民と事業者の間の対話を促し、<u>中立的な立場でそれぞれの意見を聴取し、話し合いを進めるような仕組みについて検討</u>する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国9カ所ある全ての地方経済産業局に対してヒアリングを行い、<u>法律の専門家等との連携の仕方やニーズについての精査</u>を実施しており、今後活用の具体化に向けて検討していく。
<p>太陽光以外の再エネ電源についても課題が生じた場合、<u>課題の分析や必要な対応の検討を機動的に行う</u>こととする。【経・農・国・環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>太陽光発電設備以外の再エネ発電設備についても事業規律強化の法案の対象</u>としており、引き続き必要な対応を行っていく。<u>廃棄・リサイクル検討会においても、太陽光発電に限らずその他の再エネ電源も含め議論</u>を開始。

4. 事業実施段階横断的事項に関するアクションへの対応状況②

アクション	対応状況
<p>非FIT・非FIP案件として、当面は補助金案件が大半を占めると見込まれることから、関係省庁が連携し、適切な補助金採択基準を設けることとする。【経・農・国・環・総】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ オフサイトPPAモデルによる太陽光発電設備の導入を支援する「需要家主導による太陽光発電導入促進補助金」においては、関係法令や事業計画策定ガイドラインを遵守すること等を求めるとともに、オンサイトPPAなどの自家消費型の太陽光発電の導入を支援する「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」においては、関係法令・基準等を遵守することや、「廃棄等費用積立ガイドライン」や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に準拠し、適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施することを求めるなど、補助金ごとの特性に応じて適切な要件を設定。
<p>衛星情報の活用といったテクノロジーの活用を通じた効率化で効果的な執行に取り組むとともに、執行力強化に向けて地域における執行体制の充実化に向けて検討する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ認定設備の設置状況等の確認業務において衛星・航空写真、ドローン等を活用した際の効果・課題等について机上調査と既存技術を活用した実証を実施した。今後、調査結果も踏まえながら、衛星・航空写真やドローンでの認定設備の確認を行い、地図情報の重ね合わせることによって、危険箇所等に設置されている認定設備の抽出を機械的に行い、認定事業の設置場所の安全性等について分析できる環境を整備する。
<p>電気事業法に基づく安全な設備施工・保守点検に必要な幅広い知識や技能を有する人材の育成や確保を進めていく。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和4年度に、施工・保守管理業者を対象に、電気事業法の制度改正の内容などについて、全国で講習会を30回実施。講習修了者についてはHPで公表し、電気工作物の設置者から選ばれやすい環境作りにも取り組んでいる。
<p>地域への貢献・裨益に関するグッドプラクティス及び環境や安全性、合意形成の観点からトラブルとなった事例等の収集・分析を行い、地域と共生するために必要なポイント等について整理を行い、ガイドライン等において発電事業者の推奨事項等として位置付ける。【経・環】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生型再生可能エネルギー事業」として、2022年度に3事業に対して顕彰を行った。 ➤ トラブルとなった事例も踏まえつつ、地域への事前周知に当たって、説明会の開催方法、安全面・景観面等への影響やその予防措置の説明を求めることなど、適切な説明会の要件を検討しており、今後、省令やガイドラインで明確化していく。

4. 事業実施段階横断的事項に関するアクションへの対応状況③

アクション	対応状況
<p>説明会における説明事項等の整理を踏まえ、地域との適切なコミュニケーションを促すため、例えば再エネ特措法の申請にあたり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど、地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討する。その際、環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとの連携も検討する。【経・環】</p> <p>事業譲渡の変更認定に当たって地域との適切なコミュニケーションを促すために、例えば、再エネ特措法の変更申請にあたり、あらかじめ説明会等の開催を義務づける等の対応を検討する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合資源エネルギー調査会のWGにおいて、地域との適切なコミュニケーションのあり方を含め、2022年10月から再エネ特措法における制度的措置の具体化を議論し、2023年2月に中間とりまとめ。 ▶ 新規認定、事業譲渡のいずれの場合も含め、住民説明会の開催など、地域の方々への事業内容の事前周知を認定要件化することを盛り込んだ再エネ特措法の改正案を国会に提出し、現在審議中。 ▶ 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度など、他法令において既に周辺地域との調整が図られる手続が含まれており、当該手続における周知内容が再エネ特措法上の説明会要件等を充足している場合には、事業者負担軽減の観点から柔軟な対応を行うことを検討。
<p>事業譲渡の変更認定において、例えば、関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応を検討する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業譲渡の規律強化については、関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更認定を認定不可とするよう運用を厳格化するとともに、SPCなどの事業者の実質的支配者の変更についても事業譲渡と同様の規制の適用を検討。
<p>適切な事業実施を担保するために、例えば、再エネ特措法における認定事業者の責任の明確化など、必要となる措置について検討する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合資源エネルギー調査会のWGにおいて、認定事業者の責任明確化を含め、2022年10月から再エネ特措法における制度的措置の具体化を議論し、2023年2月に中間とりまとめ。 ▶ 再エネ特措法において、認定計画に従って事業を実施すること、委託・再委託事業者に対する適切な監督の実施を認定事業者の義務として明確化することを盛り込んだ法改正案を国会に提出し、現在審議中。 ▶ 同改正法案では、認定事業者による委託・再委託事業者への監督の実態を正確に把握できるようにするため、委託・再委託事業者に対して直接報告徴収を求めることができるように措置。

4. 事業実施段階横断的事項に関するアクションへの対応状況④

アクション	対応状況
<p>風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るため検討を進める。【環・経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」において現行制度の課題を整理した上で、令和5年3月に新制度の大きな枠組みについて取りまとめ、公表した。取りまとめた新制度の大きな枠組を基礎としつつ、令和5年度は制度の詳細設計のための議論を行う。
<p>小形風力発電についての発電状況や廃棄費用積立の実態等に関して、再エネ特措法に基づく定期報告データ等を基に調査を行い、事業期間中の適切な事業運営や適切な廃棄に当たって必要となる措置について検討する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄・リサイクル検討会において、太陽光発電に限らず、風力その他の再エネ発電設備における廃棄についても課題の整理や対応の検討を開始。 特に小形風力発電については、長期間稼働しておらず適切な管理がなされていない風車への対応等を含め、検討を開始。
<p>電気事業法において、低圧の小規模再エネ発電設備については、令和3年度より事故報告の対象としており、今後、事故の発生状況等を踏まえながら、小規模再エネ発電設備への柵塀設置義務について検討する。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の柵塀設置の義務化について検討を行い、小規模事業用電気工作物に該当する太陽光発電設備について、原則柵塀の設置義務を課し、使用前自己確認において設置者自らが柵塀の設置を確認してその結果を国に届け出ることを義務付けることとして、2023年夏頃に電気事業法の省令等において必要な改正を行う。
<p>電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する。【経】（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ発電設備等の設置に当たり、①地域森林計画対象森林、②宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域、③砂防指定地等、土砂災害の発生等に繋がり得る土地の開発行為を伴う場合は、関係法令の許認可等の取得状況等を電気工作物の工事開始前時点、当該許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを使用開始前時点で確認することとし、2023年夏頃までに電気事業法の省令等において必要な改正を行う。（再掲）

- 地域とのコミュニケーションには、地域の理解醸成に向けて、住民や自治体の同意取得や、説明会開催を含む周辺地域への事前周知など様々なあり方が考えられる。
- 再エネ特措法においてどういった対応を要件として求めるかについては、以下の点にも留意して検討すべき。
 - 行政庁の許認可において事業者の財産権や営業の自由の制約には、客観的な条件に基づき判断される公益上の理由が必要であり、地域の自治会合意や住民合意など、私人の同意を法律上の要件として事業実施の際に求めることは慎重であるべき。
 - 地域の実情や事業の特性によって、適切な周知・コミュニケーション方法は異なり、一部の自治体において条例等で実情に応じて追加的な対応を行っていることに鑑み、一律に自治体関与を求めるのではなく、引き続き自治体における裁量を尊重することも重要。
- 上記を踏まえると、再エネ特措法においては、説明会開催を含む周辺地域への事前周知をFIT/FIPの認定申請要件として国が一律求めることが適切だと考えられる。

- 地域とのコミュニケーションの要件化にあたっては、周辺住民に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて、事業規模や設置形態別に、地域の実態にあわせて事前周知を求める。
- 具体的には、以下のような考慮要素を踏まえて、周辺住民や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については、より厳格な手続（例えば一定の要件を満たす説明会の開催）を求め、可能性が低い事業については、柔軟な手続を求める。
 - － **電源の規模**：例えば50kW以上の高圧の電源は、周辺住民や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高い。但し、小規模の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合は、周辺住民・環境へ及ぼし得る影響の程度を一体的に検討する必要がある。
 - － **電源の設置場所**：災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリアや、住民の生活環境に近いエリアは、周辺住民・環境に影響を及ぼす可能性が高い。
 - － **電源の設置形態**：例えば屋根設置太陽光は、原則として影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺住民への配慮の必要性が低い。
 - － **他制度の対象エリア**：温対法に基づく促進区域に関する制度など、他法令において既に周辺住民との調整が図られる手続が含まれている場合は、当該手続における周知内容が再エネ特措法上の説明会要件等を充足している場合には事業者負担軽減の観点から柔軟な対応が必要。
- 柔軟な手続として、以下などが考えられる（引き続き実態も踏まえ検討を進める）。なおその場合でも、説明会開催などより厳格な手続の実施を引き続き努力義務として求める。
 - － 事業計画内容等一定の項目を掲載した標識の事前設置
 - － 事業計画内容を事業者HPやビラに掲載し、事前公表する手法 等

- 対象範囲としては、電源の規模をベースとしつつも、立地の状況や関係法令等における対応とも連動したものとするべき。

事前周知の要件化対象

説明会開催を要件として求める範囲

高圧・特高など
大規模電源

その他の事前周知手法を求める範囲

低圧など
小規模電源

特段の要件化なし

住宅用太陽光
(~10kW)

ただし、以下の場合は事前周知を要件化しないが努力義務として求める：

- ・屋根設置の事業
- ・温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度において、地方公共団体実行計画協議会等を通じて個別事業の協議がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での事前周知の要件を充足する場合
※FIT/FIP認定申請後に行われる予定の場合は、原則とおり、別途事前周知を要件として求める。

ただし、以下の場合は事前周知を要件化しないが努力義務として求める：

- ・他法令において別途事業内容に関する説明会がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での説明会要件を充足する場合
※当該説明会がFIT/FIP認定申請後に行われる予定の場合は、原則とおり別途事前の説明会開催を要件として求める。

ただし、以下の場合は説明会開催を求める：

- ・複数案件を一体として評価すべき場合
※同一事業者が同一市町村内で複数の事業を行い、その合計が50kW以上になる場合等
- ・災害の影響が及ぶおそれが高いエリアの場合
- ・自然環境・景観等を考慮した保護エリアが条例に定められており当該エリア内の場合

(参考) 説明会に関する要件のイメージ

- 事業者が適切な説明会を開催するよう、また事業者の予見性を確保するため、**説明会開催の周知方法や説明会において共通して求める内容**については、**あらかじめ施行規則・ガイドライン等において定める必要がある**(ガイドラインにおいては、**事業者から自治体への相談などを引き続き努力義務として求める**)。
- なお**説明会開催につき虚偽申請や暴行・脅迫**があった場合などは、説明会として求める要件を満たさないため認定せず、また、認定後に発覚した場合も申請要件を満たしていないため**当該認定を取り消す**。

<説明会に関する要件のイメージ>

実施時期	開催の案内方法	説明範囲	説明内容	その他
・申請日までに開催すること。	・案内内容(開催日時・場所)、案内時期(説明会開催の2週間前まで等)などの要件を充足すること。 ・開催案内を実施したことを証する書類を認定申請時に添付すること。 ・地域の実情に応じた適切な手段により実施すること。 例) <ul style="list-style-type: none">・ポスティング・回覧板掲載・事業者HP掲載	・電源種、事業、規模、設置場所等に応じて設定される要件を充足すること。	・事業計画内容の他、関係法令遵守状況及び土地取得状況に関する事項・事業に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。 ・質疑応答の時間を設け、質問に対して回答すること。 ・説明会開催を証する書類(議事録、出席者名簿、配布資料等)を認定申請時に添付すること。	・認定を取得しようとする事業者が出席すること。 ・説明会後も説明事項に変更があれば、内容に応じて再度周知を行うこと。

（参考）事業譲渡の際の手続強化

- 現行制度では、認定事業の譲渡があった場合は変更認定申請を行うこととされている。**事業者が交代する場面においては、新規で事業を開始する場合と同様のトラブルが発生し得るところ、現に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じている。**
- そのため、事業譲渡の変更認定において、**関係法令に違反している等認定基準に違反している案件については認定不可とする**など、厳格な対応を行う必要がある。
- 加えて、**事業譲渡の際に必要となる変更認定申請においても、周辺住民への周知を求めるなどの手続の強化を図ってはどうか。**なお、**現行制度においても変更認定申請においては新規認定と同等の要件が準用されている。**

<再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抄）>

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2～3（略）

4 **経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。**

一～七（略）

5～7（略）

（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第十条 **認定事業者は、前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項若しくは同条第三項に規定する事項を変更しようとするとき又は同項に規定する事項を追加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。**

2～3（略）

4 **前条第四項（第五号イ及び八を除く。）から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。**

5（略）

- 事業譲渡の規制態様として、認定事業の譲渡そのものを禁止することも考えられる。しかし、以下の理由から事業譲渡自体を禁止することは慎重に考える必要がある。
 - 再エネ特措法は、再生可能エネルギー発電事業につき、認定基準を遵守した認定計画に対して、権利を付与することによって、再生可能エネルギー源の利用の促進を目的とした法であり(同法第1条)、発電事業そのものを規制する法ではないうえ、認定の対象は事業計画であって事業者ではない。再エネ特措法において、発電事業の譲渡自体を禁止することは法の目的を逸脱していると考えられる。
 - 事業者には営業の自由及び財産権が保障されており、こうした重要な権利に対して公権力が事業譲渡自体の禁止などの極めて強度な制限を加えるためには、相応の理由が必要。こうした理由を考慮せず認定計画や関係法令を遵守する新たな事業者に対して一律に事業譲渡自体を禁止することは慎重に検討すべき。
 - 再エネの地域と共生した長期電源化の観点からは、例えば独立して各地に存在する低圧事業用太陽光などは、中長期的に地域と共生する責任ある事業者などに対して集約化を促すなどしていくことも必要。こうした適切な主体に対する事業譲渡は望ましく、事業譲渡自体の禁止ではなく、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討すべき。
- そこで、認定申請段階と同様に、事業譲渡による変更認定申請段階における手続厳格化を通して規制を行うべき。例えば説明会開催等による事前周知を申請要件化した上で、追加的な説明を行うことが妥当である。

(参考) 衛星・航空情報の活用検討について

- 再エネ特措法やその他の関係法令の遵守事項等を踏まえた発電設備の設置状況（設備の維持管理状況や土地の状況等）や事業計画認定時の地番と同一地での設置であるか、太陽光パネルの増設状況、柵塀や標識の設置状況など、これまで現地に職員が赴き目視確認する必要があったものについて、衛星・航空情報やITテクノロジーの活用を通じた効率的な執行の実現可能性について、机上調査と既存技術を活用した実証を実施した。
- 今後、調査結果も踏まえながら、衛星・航空情報等を用いて危険箇所等に設置されている認定設備の抽出を機械的に行い、認定事業の設置場所の安全性等について分析できる環境を整備する。



資料作成者：株式会社パスコ、衛星画像：©Airbus DS/SPOT Image 2022

衛星情報に太陽光発電設備のAI判読及び地番情報を取り込んだ際のイメージ



航空写真をAIに判読させて太陽光発電設備を特定するイメージ

(参考) 施工業者・保守管理業者に対する制度改革の周知

第28回産業構造審議会電力安全小委員会
(2023年2月28日) 資料1

- 小規模事業用電気工作物を対象とした**制度改革の内容は**、当該設置者に加え、**実際に検査や保守管理を行う施工・保守管理業者に広く周知し、徹底を図ることが効果的。**
- また、**使用前自己確認においては**、電気的な項目に加えて、**構造上の確認項目が追加**されることから、**これらに重点を置いた講習会**を開催。
- さらに、**経済産業省HP** (<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp>) **においては、同意を取れた講習修了者の氏名・所属等の公表を開始**しており、講習会を受講した施工・保守管理業者が、**小規模事業用電気工作物の設置者から選ばれやすい環境作り**に取り組むことで、広く保安力の向上に繋げていく。

<設置者に対する周知>

- ・FIT・FIP認定事業者に対しては登録されているメールアドレスにポスターを添付した新制度周知メールの送付を実施予定。
- ・新設設備の設置者に対しては一般送配電事業者の協力の下、系統連系契約時などにポスターを配布し周知。

(参考) 講習会の開催状況

- 講習会は全国でこれまでに30回実施し、約3,200人超が参加。
- 講習会については令和5年度も実施し、講習修了者の掲載を継続。
- 今後、講習等における質問内容を取りまとめ、経産省HPにおいてQ&Aを公表。

<講習会の周知を依頼した団体>

- ・電気保安協会全国連絡会
- ・全日本電気工事業工業組合連合会
- ・全国電気管理技術者協会連合会
- ・一般社団法人太陽光発電協会
- ・一般社団法人日本小形風力発電協会

<講習会内容>

【構造面での点検方法について】

通常求められる**電気部分の確認方法**（絶縁抵抗試験、負荷遮断試験等）に加え、新たに確認が必要となる**支持物の確認方法、確認に際しての注意点**を紹介。

【新制度にかかる手続き方法】

提出する届出（基礎情報届出、使用前自己確認）の該当の有無や必要な添付書類、提出方法を紹介。

<講習会での質問等の例>

- ・ボルトのせん断応力に関する書類提出が必要になるようだが、提出書類の統一を要望する。
- ・昨今の野立て用保護柵はコスト削減のため簡易なものが多くみられる。高さや強度、マス目の大きさ等、確認すべきではないか。
- ・発電設備が（機械的に）壊れていないことを確認することという主旨と理解しているが、確認する項目が外観検査の内容にとどまっているように見えるがそれで充分なのか。

(参考) 認定事業者の責任明確化

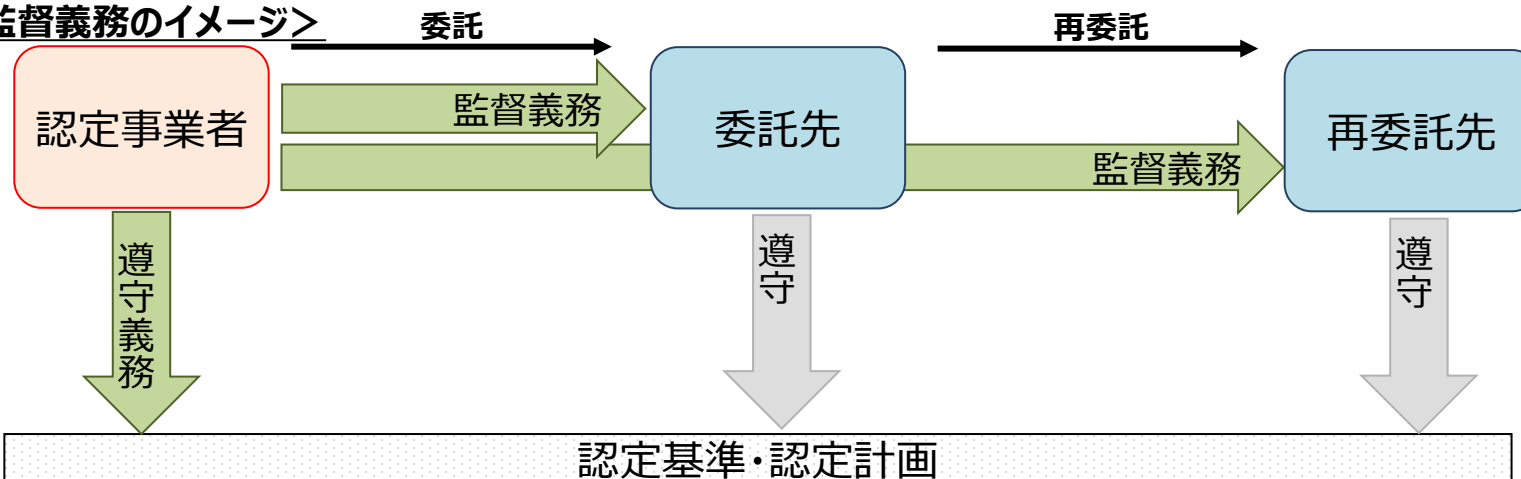
- 現行制度では、事業規律の対象は「認定事業者」であるため、委託先・再委託先が認定計画・認定基準に違反した場合における認定事業者の責任を明確化する必要がある。
- このため、認定事業者の認定計画遵守義務を法文上明確化した上で、委託先・再委託先も認定基準や認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先や再委託先に対する監督義務を課すこととする。監督義務不履行があった場合は、認定事業者に対して認定取消しなどの措置をとり得ることとしつつ、ガイドライン等において認定事業者と委託先間の契約に含めるべき事項（定期報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等）を定めるなどして、認定事業者の責任を明確化すべきである。
- また、こうした行政処分を行うに当たって、必要となる報告徴収・立入検査を実施することも必要。

以下のとおり、再エネ特措法上の指導・助言及び処分の名宛人は「認定事業者」と定められている。

<再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抄）>
(改善命令)

第十三条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

<監督義務のイメージ>



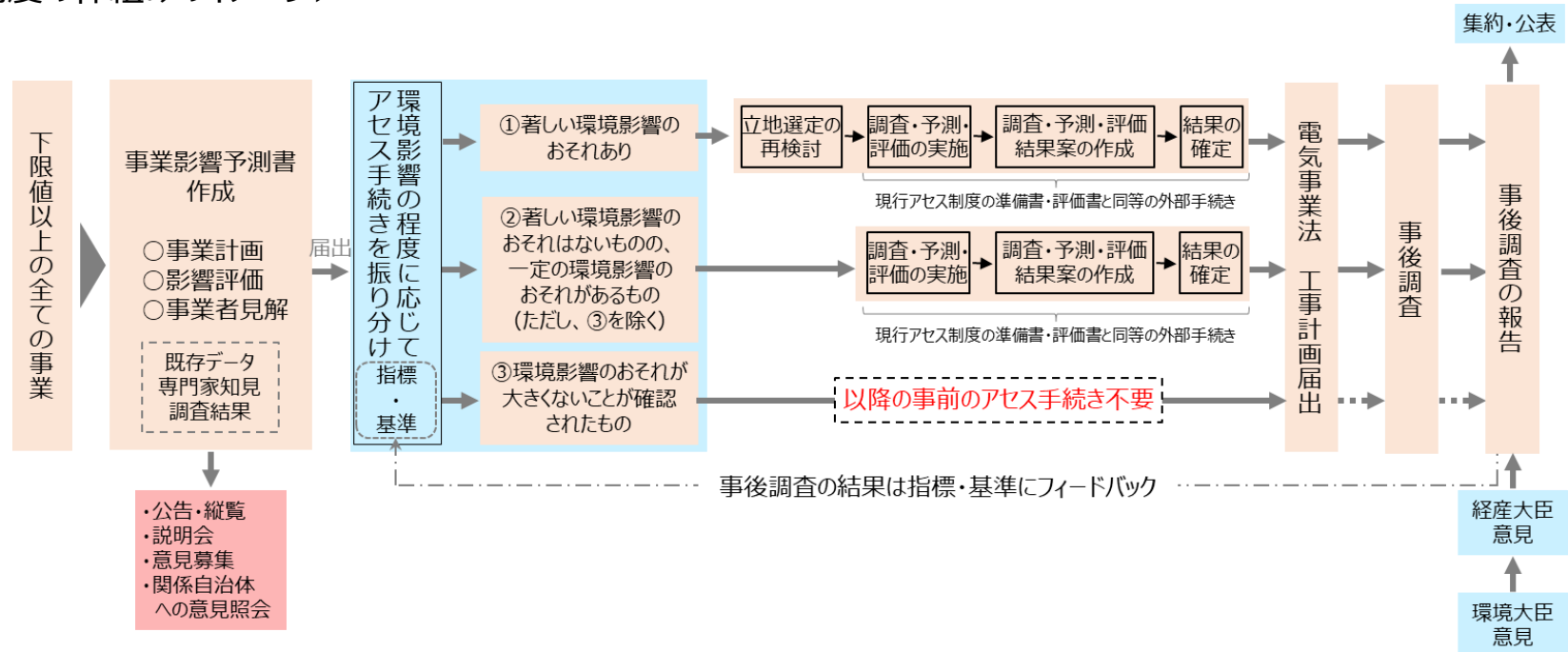
※緑色の矢印…法律上の義務
※灰色の矢印…契約上の債務等

(参考) 風力発電に係る環境影響評価制度の検討状況

- 風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について検討を実施し、令和4年度に取りまとめ、公表した。
- 令和5年度は、取りまとめた新制度の大きな枠組を基礎としつつ、制度の詳細設計のための議論を行う。

令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（令和5年3月）より抜粋

<新制度の枠組みのイメージ>




(参考) 太陽電池発電設備の柵塀設置の義務化

- 太陽電池発電設備は、光が当たると発電するため、破損し充電部が露出したパネルに光が当たった場合に、感電等のリスクが考えられる。また、屋外に設置され、無人で運転されているものが大半であり、公衆が容易に立入可能な施設形態もある。
- こうした現状を踏まえれば、小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について、原則、柵塀の設置義務を課すこととし、使用前自己確認の際、設置者自らが柵塀の設置を確認し、その結果を国に届け出ることを義務付ける。
- 他方、一般公衆の入退場が極めて限定的か、適切に施工・運転監視されている場合であって、柵塀の設置によって著しい支障が生じる場合（例えば、郊外で大型の農業機械を使用する営農型太陽電池発電設備や、建築基準法に基づき施設されたソーラーカーポートなど）には、人が充電部に容易に接触しないような措置を講じている場合に限り、例外を講じる。
- なお、風力発電設備は規模に関わらず、電気事業法上、柵塀の設置が既に義務付けられている。

<柵塀設置の規定の状況>

— 現状の電事法規定範囲 — 規定範囲の拡大案

	太陽光		風力	
	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定
事業用電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務
小規模事業用電気工作物	 電事法上の義務拡大		<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務

5. 提言全体に関するアクションへの対応状況

アクション	対応状況
<p>今後、<u>とりまとめの内容について</u>、再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって必要となる関係法令の許認可の権限を有し、地域における主要なプレイヤーである<u>都道府県、市町村や再生可能エネルギー発電事業に取り組む事業者、地域の方々に対して分かりやすく発信</u>していく。【経・農・国・環・総】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>地域連絡会</u>を通して、とりまとめの内容や制度変更の内容、政府全体の動きなどを共有。第6回連絡会（2022年10月開催）は<u>全国から約300の自治体</u>が参加。 ➤ 地域に根ざした再エネのあり方について自治体職員と議論・情報共有する場として<u>地域連絡協議会（車座）を全国3カ所（関東、近畿、沖縄）で開催</u>し、約40名の自治体職員が参加。 ➤ 今後、再エネ特措法認定システムを活用した通報システムの本格稼働に当たり、<u>経済産業省と関係省庁、総務省で連携して自治体の関係部局への周知を充実化</u>していく。
<p>関係省庁で本とりまとめに記載の<u>アクションに着実に取り組む</u>とともに、その<u>進捗状況の確認</u>や<u>さらに検討すべき課題</u>などについて、今後、<u>本検討会において適切にフォローアップを実施</u>する。【経・農・国・環・総】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本日（2023年5月30日）の検討会にてフォローアップを実施。今後も引き続き適切にフォローアップを実施していく。